

## 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を改正する政令案（下線部分は改正部分）

（構造方法に関する技術的基準）

第三十六条 法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項及び第四項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定を第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。

2～3 （略）

（屋根ふき材等）

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 天井（安全上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものに限る。次項において同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化を生じにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

第八十一条 法第二十条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。

二 前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。

三 屋根ふき材、天井（安全上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

2～4 (略)

第八十二条の五 第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一～六 (略)

七 屋根ふき材、天井(安全上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものに限る。)、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

八 (略)

第二百二十九条の二の四 法第二十条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

一 建築物に設ける第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の四及び第二百二十九条の五（これらの規定を第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の六第一号、第二百二十九条の八第一項並びに第二百二十九条の十二第一項第六号の規定（第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の六第一号の規定を除く。）に適合すること。

二・三 (略)

(エレベーターの構造上主要な部分)

第二百二十九条の四 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前二項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に

掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一～四 (略)

五 釣合おもりを使用するエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

六 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

七 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(適用の除外)

第二百二十九条の十一 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターであつて安全上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、第二百二十九条の七第四号、第二百二十九条の八第二項第二号及び前条第三項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第二百二十九条の十二 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

一～五 (略)

六 地震その他の震動によつて脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第二百二十九条の四（第三項第五号から第七号までを除く。）及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十九条の四の見出し、同条第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項	エレベーター	エスカレーター
第二百二十九条の四	かご	踏段
第二百二十九条の四第一項第二号	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエ	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター

	レベーター	
第二百二十九条の四第一項 第二号及び第二項	エレベーター強度検証法	エスカレーター強度検証 法
第二百二十九条の四第二項 第一号	次条	次条第一項及び第二百二十 九条の十二第三項
第二百二十九条の四第二項 第二号	次条第二項に規定する積 載荷重	第二百二十九条の十二第三 項に規定する積載荷重

3～5 (略)

(構造耐力関係)

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物（同条第一号に掲げる建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。）について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ～ロ (略)

ハ 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、天井（安全上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものに限る。次号及び第三号において同じ。）、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ (略)

ロ 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当すること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び

水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ (略)

四 (略)

(遊戯施設)

第百四十四条 (略)

2 遊戯施設については第七章の八の規定を、その主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については第百二十九条の四（第一項第一号イを除く。）及び第百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十九条の四の見出し、同条第一項（第二号を除く。）、第二項第三号及び第四号並びに第三項（第七号を除く。）並びに第百二十九条の五の見出し及び同条第一項	エレベーター	遊戯施設
第百二十九条の四第一項	<u>かご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分</u> （	<u>客席部分（かご、車両その他の他人を乗せる部分をいう。以下同じ。）を支え、又は吊る構造上主要な部分（摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分に限る。</u>
第百二十九条の四	<u>かご及び主要な支持部分</u>	<u>主要な支持部分</u>
第百二十九条の四第一項第一号ロ、第二項第四号並びに第三項第二号及び第四号	<u>かご</u>	<u>客席部分</u>
第百二十九条の四第一項第一号ロ	昇降に	走行又は回転に
第百二十九条の四第一項第一号ロ及び第二項第二号	通常の昇降時	通常の走行又は回転時

第二百二十九条の四第一項第二号	<u>かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーター</u> その他国土交通大臣が定めるエレベーター	<u>客席部分を主索で吊る遊戯施設</u> その他国土交通大臣が定める遊戯施設
	前号イ及びロ	前号ロ
第二百二十九条の四第一項第二号及び第二項	エレベーター強度検証法	遊戯施設強度検証法
第二百二十九条の四第一項第三号	第一号イ及びロ	第一号ロ
第二百二十九条の四第二項	、エレベーター	、遊戯施設
第二百二十九条の四第二項第一号	<u>次条に規定する荷重</u>	<u>次条第一項に規定する固定荷重及び国土交通大臣が定める積載荷重</u>
	<u>主要な支持部分並びにかごの床版及び枠(以下この条において「主要な支持部分等」という。)</u>	<u>主要な支持部分</u>
第二百二十九条の四第二項第二号及び第三号	<u>主要な支持部分等</u>	<u>主要な支持部分</u>
第二百二十九条の四第二項第二号	昇降する	走行し、又は回転する
	次条第二項に規定する	国土交通大臣が定める
第二百二十九条の四第三項第七号	エレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	遊戯施設